

## 幸区梅香事業実行委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 幸区梅香事業実施要綱 第4条に基づき、幸区梅香事業（以下、「梅香事業」という。）を地域住民を中心とした様々な主体が協働して推進するため、幸区梅香事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 実行委員会は、梅香事業の推進に関することについて協議する。

### (構成)

第3条 実行委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 実行委員会には、委員長、副委員長及び顧問を置くものとする。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 顧問は、幸区長とする。
- 7 実行委員会は、顧問に意見を求めることができる。
- 8 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (実行委員会)

第4条 委員長は、必要に応じて実行委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、実行委員会に出席できないときは、その指名する者を代理で実行委員会に出席させることができる。

### (庁内調整部会)

第5条 実行委員会は、必要に応じて、庁内調整部会を置くことができる。

- 2 庁内調整部会に属すべき部会員は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 部会長は、幸区長とする。
- 3 副部会長は、副区長をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要に応じて、臨時の部会員を置くことができる。

### (事務局)

第6条 実行委員会の事務局は、幸区役所道路公園センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 御幸公園梅香事業推進会議設置要綱(27川幸管第562号)

(2) 御幸公園梅香事業庁内連絡会議設置要綱(29川幸管第2439号)

別表1 (第3条関係)

1	幸区町内会連合会
2	幸区老人クラブ連合会
3	幸区子ども会連合会
4	幸観光協会
5	幸区文化協会
6	企業
7	学校
8	梅香サポーター
顧問	区長

別表2 (第5条関係)

1	区長
2	副区長
3	道路公園センター所長
4	まちづくり推進部総務課長
5	まちづくり推進部企画課長
6	まちづくり推進部地域振興課長
7	道路公園センター管理担当課長
8	道路公園センター整備担当課長
9	道路公園センター協働・利活用推進担当課長